

環境管理計画③

《放流水等の放射性セシウム濃度》（最終処分場）

$$\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/l)}}{60 \text{ (Bq/l)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/l)}}{90 \text{ (Bq/l)}} \leq 1$$

基準値を超えた場合⇒焼却に起因すると認められるときは搬入を中断し原因を検証

大崎市の施設周辺地域への配慮①

《周辺地域の土壌の放射性セシウム濃度》

周辺地域の土壌を採取し放射性セシウムの濃度を測定

施設周辺地域ごと十数か所 ⇒ 年2回測定を実施

土壌の採取場所は、試験焼却実施前に施設周辺地域の方と選定した地点を定点測定を継続

大崎市の施設周辺地域への配慮②

《健康不安被害対応》

- ① 健康不安のある方に対して、保健師による健康相談の受入れ・受診先等の紹介を行います。
- ② 施設周辺（施設周辺の事業所に勤務，学校等に通学の方を含む。）の18歳未満の方及び妊婦の方等のうち，希望者に対して甲状腺検査を実施します。
⇒費用は市が全額負担
- ③ 甲状腺検査は，令和3年度及び6年度に実施予定です。

《農業生産物風評被害対応》

- ① 風評被害の申し出があったときは，市が調査・確認を行い，市が責任をもって補償を行います。
 - ◎収穫後，市場等に出荷したものが返品された場合
 - ◎収穫後，市場に出荷できなかった場合
 - ◎収穫前に破棄せざるを得なかった場合 など

大崎市の施設周辺地域への配慮③

《焼却量の減量対応》

- ① 400ベクレル以下（平成28年環境省測定結果）の農林業系汚染廃棄物は焼却以外の方法で処理するものとします。
- ② 本市における焼却対象量は、2,900トンとなります。

《監視状況の情報提供対応》

- ① 焼却期間中は、施設地域内の空間線量、排ガス・放流水等の放射性セシウム濃度等の測定結果をまとめて、定期的に公表・情報提供を行い、最終処分場については独自の基準を定めて、地域の皆さんとともに監視を続けてまいります。
 - ◎空間線量（施設敷地内及び周辺地域のモニタリングポストの測定値）
 - ◎放射性セシウム濃度（排ガス、放流水、土壌等の測定値）

大崎市の施設周辺地域への配慮④

《施設周辺地域との定期的な意見交換》

施設周辺地域への焼却状況の報告，定期的な意見交換，課題整理等を協議する場としての組織を設置します。

○各種測定結果の報告・説明，生活環境の保全の協議など

**細心の注意を払い
焼却処理を進めてまいります。**

**大崎市・涌谷町・美里町
大崎地域広域行政事務組合**